

参考【寄附金に対する税制上の優遇措置（個人の寄附の場合）】

1. 所得税

(1) 所得控除

〔その年に支出した特定寄附金の合計額－2千円〕が寄附者の年間所得から控除されます。
(寄附金の所得控除)

控除できる特定寄附金は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。

(計算例) 所得税率が10%の方が1万円の寄附をした場合

$$10,000円 - 2,000円 = 8,000円 \leftarrow \text{この額が所得から控除}$$

$$8,000円 \times 10\% (0.1) = 800円 \leftarrow \text{所得税から減額される金額}$$

※所得控除を行った後に税額を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が、減税効果大きい。

(2) 税額控除

「その年に支出した税額控除対象法人への寄附金の合計額－2千円」の40%相当額をその年の所得税額から控除することができます。

対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。

(計算例) 1年間に1万円の寄附をした場合

$$10,000円 - 2,000円 = 8,000円$$

$$8,000円 \times 40\% (0.4) = 3,200円 \leftarrow \text{所得税から減額される金額}$$

ただし、所得税額の25%が控除限度額となりますので、所得税が20万円の人であれば50,000円が税金の減額の上限となります。

※税額を算出した後に、税率に関係なく寄附金額を控除するため小口の寄附にも減税効果大きい。

(3) 寄附金控除を受けるための手続き

控除を受けるための手続きとして、確定申告が必要です。

確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日迄です。

勤務先などで実施される年末調整では、寄附金控除を受けることができませんので、ご注意ください。

具体的には確定申告書の寄附金控除に関する欄に、所要事項（寄附先の名称、住所、寄附金の額）を記載します。

税務署へ確定申告書を提出する際は、公益社団法人瓊林会が寄附金の入金確認後、発行する「寄附金受領書」等を添付してください。

2. 住民税

都道府県、市町村の条例で、当法人が寄附金税額控除の対象とされている場合は、個人の住民税の減額措置（税額控除＝税額が軽減される）の対象となります。

*全国一律ではありませんのでご注意ください。

*控除の対象になるかどうかについては、お住いの都道府県・市区町村に確認してください。